平成２８年（フ）第１１５号
千葉県木更津市中央３丁目10番４号　プリマ木更津壱番館201
債務者　高辻　智子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２７０号
山梨県北杜市長坂町富岡2819番地17
債務者　藤橋　孝惠
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
山梨県甲斐市中下条518番地14
債務者　松村あかね（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
長野市浅川西条439番地
債務者　仲谷　弘勝
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
岐阜市松鴻町２丁目17番地１　（ＣＩＴＹＰＯＩＮＴ403）、前住所岐阜市加納上本町１丁目６番地　（さくらビル　402号室）
債務者　岩下　瑞希（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６３２号
京都市伏見区横大路下三栖辻堂町84番地　コーポ光２Ｄ号室
債務者　**德**井　真澄
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９９号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅２棟307号
債務者　林田　　治
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０９号
堺市中区小阪341番地　辰己マンション402号
債務者　松岡　信夫
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１１号
大阪府高石市西取石５丁目６番21号、前住所大阪府河内長野市木戸１丁目33番２－108号
債務者　岡﨑チヱ子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２９号
堺市東区高松260番地14
債務者　山**脇**　美穂
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３２号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地　諏訪森団地１棟207号
債務者　北村亜矢子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３９号
堺市堺区今池町６丁２番10号　かくお第３マンション403号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４４号
堺市堺区榎元町１丁３番31号　ファミールグリーン201号、前住所大阪市住吉区遠里小野１丁目３番４号
債務者　釜　　千春
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５９号
堺市南区城山台５丁１番１号
債務者　小野　　惠（旧姓江里）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
大阪府貝塚市三ツ松988－９、住民票上の住所大阪府貝塚市半田２丁目13番８号
債務者　奥澤　健二
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
大阪府岸和田市磯上町５丁目21番14号
債務者　井上　則利
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
広島市安佐南区中筋２丁目14番９－308号　（株）千代田設備工業ビル
債務者　菊本　業久
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部